

ID: 193

担当部署: 市民生活部 市民室 人権・男女共生課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成24年条例第38号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 条例第11条の規定による使用料の免除は、次に定めるところによる。 (1) 使用料を全額免除する場合 ア 芦屋市が主催又は共催し、男女共同参画又は人権の推進を目的とした事業のために使用するとき。 イ 国又は地方公共団体が男女共同参画又は人権の推進を目的とした事業のために使用するとき。 ウ その他市長が特に必要と認めたとき。 (2) 使用料の3割の額を免除する場合 ア 男女共同参画センター登録団体が男女共同参画の推進を目的とした事業のために使用するとき。 イ 市民活動センター登録団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。 ウ 人権推進登録団体が人権の推進を目的とした事業のために使用するとき。 (3) 前号の規定による減免額の算定において、10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。 2 前項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請時に、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入しなければならない。ただし、第3条第2項に定める方法により、使用許可の申請をした者については、この限りでない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日